

社会保険等未加入対策への御協力をお願いします

※ 社会保険等とは、下記の3つの保険のことを指します。

① 健康保険 ② 厚生年金保険 ③ 雇用保険

これらの保険について、

『加入義務を果たしていない業者』が『未加入業者』となります。

1

まず、自社の労働者について社会保険等への加入をお願いします。(適用除外の場合を除きます。)

2

下請業者(2次下請以下を含みます。)に社会保険等が未加入にならないよう指導をお願いします。

【協力会社に対して】 ⇒ 加入しているかを定期的に把握してください。

【下請企業に対して】

①下請契約の前に、加入しているか確認してください。

②施工体制台帳や再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄を利用して、2次以下の下請も含め、加入しているか確認してください。

【現場労働者に対して】

⇒ 工事現場に新規入場者を受け入れる際、作業員名簿の社会保険欄を確認してください。

国交省の指針(「建設産業の再生と発展のための方策2011」)では、

『遅くとも平成29年度以降は、

①未加入企業を下請に選定しない取扱いとすべき、

②適切な保険への加入が確認できない作業員は、現場入場を認めない取扱いとすべきである。』としています。

元請業者のみなさまには、御理解御協力をお願いいたします。

建設労働者の保険加入に必要な社会保険料(法定福利費)の確保をお願いします。

※県を含む公共工事では、法定福利費の会社負担分と本人負担分の両方が
予定価格に算入されています。

※下請業者に対しては、

①標準見積書を活用し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を依頼してください。

②下請契約の際は、見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重し、
法定福利費を圧迫しないようにしてください。

加入手続の問い合わせは、
雇用保険は、お近くのハローワーク、
健康保険及び年金保険は、お近くの年金事務所へ

千葉県
千葉市